

## 「分類の基準」の改定案について

### 1. 現行 JSIC の「分類の基準」

本分類は、統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。この分類は、事業所において行われる経済活動、すなわち産業を、主として次のような諸点に着目して区分し、体系的に配列したものである。

- (1) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能等）
- (2) 財の生産又はサービス提供の方法（設備、技術等）
- (3) 原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの（商品等）の種類

なお、分類項目の設定に当たっては、事業所の数、従業者の数、生産額、販売額等も考慮した。

### 2. これまでの検討により了解が得られた改定案（箇条書きの部分のみ）

- (1) 生産に投入される財又はサービスの種類
- (2) 財又はサービスの生産方法（設備、技術等）
- (3) 生産された財又はサービスの用途・機能等、取り扱われる商品等の種類

### 3. 残る課題

第7回検討チームにおいて示されていた課題は以下の2点である。

#### (1) 「取り扱われる商品等の種類」の扱い

『「取り扱われる商品等の種類」については、削除を支持する御意見と存続を支持する御意見に分かれ、加えて、この基準が主に適用されている大分類I—卸売業、小売業及び大分類K—不動産業、物品賃貸業の今後の検討を踏まえる必要があると思われることから、これらの大分類の検討状況を踏まえて結論を出すこととしたい。』とされていた。

#### (2) 箇条書きの前後の記載のあり方

『これまでの検討チームにおけるご意見を踏まえ、ISICも参考にしつつ、「原則として、下位側の分類項目（小分類、細分類）は、生産技術や原材料の種類等といった供給側の概念を見据えた分類項目」のような趣旨の追記を考えているが、現行の「第3項 分類の基準」との整合性のほか、実際の分類の設定状況からみて基準の記載部分に上記の補足的な内容を記載できるかなども考慮する必要があるため、引き続き検討する。』とされていた。

## 4. 改定案の検討

### (1) 「取り扱われる商品等の種類」の扱い

第7回産業分類検討チームでは、「取り扱われる商品等の種類」について削除を求める意見と保持すべきとする意見の両論があった。現行 JSIC においてこの基準に該当すると考えられる分類項目は、「大分類 I－卸売業、小売業」及び「大分類 K－不動産業、物品賃貸業」であり、現行の分類項目を考慮して以下のような選択肢を考えている。

#### 【案1】「取り扱われる商品等の種類」の保持（※別紙1参照）

「取り扱われる商品等の種類」を基準にすると、現行 JSIC における当該分類項目がより分かりやすくなる。例えば、「大分類 I－卸売業、小売業」の分類項目は商品別に設定されているものがかなり多い。また、これまでの説明のように、「大分類 K－不動産業、物品賃貸業」のうち、「中分類 68－不動産取引業」の売買対象である建物や土地のほか、賃貸業の対象となる物品は「商品」ではなく「物件」として記載される場合があるため、それらを「等」により解釈することも可能である。これらから、「取り扱われる商品等の種類」を残すこととする。

【参考1】 「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）」における用例（報告徴収及び立入検査）

第二十六条 国土交通大臣は、賃貸住宅管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、賃貸住宅管理者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、賃貸住宅管理者の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

【参考2】 広辞苑第七版 岩波書店における「商品」と「物件」の記載内容

- 商品：商売の品物。売買の目的物たる財貨。
- 物件：物品。品物。土地・建物など、不動産をもいう。

#### 【案2】「取り扱われる商品の種類」・・・（「等」の削除）

賃貸業の対象となる物品は、例えば、レンタカー業の場合であれば事業者が貸す自動車であり、それが土地等であれば「物件」と記載される場合などがあるが、いずれも事業所の資産であり、その資産を用いたサービスが提供されるものであるとも解釈できる。この場合、賃貸業は「取り扱われる商品の種類」の区分による分類項目の設定というよりは、サービスの「用途・機能等」の区分により分類項目が設定されていると解釈することも可能であると考えられる。

また、不動産取引業の売買対象である建物や土地は、卸売業・小売業の商品別の分類項目と同様に商品として解釈することも可能であると考えられる。

これらから、賃貸業を除外した上で「取り扱われる商品等の種類」の「等」を削除した「取り扱われる商品の種類」とする選択肢もあると思われる。

さらに、「取り扱われる商品の種類」は用途・機能等によっては解釈できないこともないと認識している。しかしながら、用途・機能等だけで解釈する場合にはユーザーによっては解釈に幅が生じる可能性も想定される。このため、ユーザーにとって共通的に理解され、かつ分かりやすい視点が重要である。このほか、現行の「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」のかなりの分類項目が商品別に設定されている実態を考慮して、この扱いを検討する必要があると考えている。

## (2) 「用途・機能等」の「等」

「生産される財又はサービスの用途・機能等」については、設定された当時（第11回改定（H14.3））の議事録から、「用途や機能のほか何か違ったものを分けるときの一つの基準」として「等」が付された経緯であることが把握できた。

事務局が改めて現行JSICにおける「生産された財又はサービスの種類（用途、機能等）」の基準が該当する分類項目（※別紙2参照）を確認したところ、おおむね用途、機能により分類されていることが確認できたので、「等」を削除しても問題がないと考えられることから、その「等」を削除することとしたい。

## (3) 箇条書きの前後の記載のあり方

この記載部分は答申文の検討の際に具体化されることになるが、現時点では、以下の方向性で記載することを考えている。

### ① 現行のなお書きの部分

小・細分類項目の新設等に当たっては量的基準の充足の検討が必要であり、当該文にはその際に利用される主な指標等が記載されている。しかしながら、その内容は、「分類の基準」の考え方の補足というよりは事務的なものであるため、割愛する方向で考えている。

### ② 供給側（生産技術の類似性の観点）の視点から検討した主旨の記載

検討の経緯等は答申文に必要な内容を記載することとし、「分類の基準」には結論的な内容を記載するという従来からの方針に倣い、簡潔に記載する方向で考えている。

### ③ その他

表記の整合性等の観点から、主旨を変えずに修正する。

## (4) 第3項「分類の基準」の改定案（見え消し）

本分類は、統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。また、本三〇の分類においては、事業所で行われる経済活動、すなわち産業がを、主として次のような分類の基準諸点に着目して区分され、体系的にまとめられた配列したものである。

~~(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能等）~~

(1) 生産に投入される財又はサービスの種類

~~(2) 財の生産又はサービス提供の方法（設備、技術等）~~

(2) 財又はサービスの生産方法（設備、技術等）

~~(3) 原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの（商品等）の種類~~

(3) 生産される財又はサービスの用途・機能、取り扱われる商品等の種類

なお、上記において、(1)及び(2)は供給側の視点からの基準であるが、(3)は需要側の視点からの基準である。

~~なお、分類項目の設定に当たっては、事業所の数、従業員の数、生産額、販売額等も考慮した。~~

(※「取り扱われる商品等の種類」の扱いは未反映)

#### (5) 「分類の基準」の改定案（溶け込み）

本分類は、統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。また、本分類においては、事業所で行われる経済活動、すなわち産業が主として次のような分類の基準に着目して区分され、体系的にまとめられたものである。

(1) 生産に投入される財又はサービスの種類

(2) 財又はサービスの生産方法（設備、技術等）

(3) 生産される財又はサービスの用途・機能、取り扱われる商品等の種類

なお、上記において、(1)及び(2)は供給側の視点からの基準であるが、(3)は需要側の視点からの基準である。

(※「取り扱われる商品等の種類」の扱いは未反映)

#### 5. 参考（答申案における記載の方向性）

答申案においては、現時点で以下の骨子を基にして記載する方向で考えている。

- ① 経緯（統計改革推進会議最終とりまとめ、SUT、生産物分類の設定）
- ② 検討の概要（主な論点とその対応）
- ③ その他

#### 6. 参考（現行 ISIC の「原則と基準（抜粋）」）

##### (1) 財、サービス及び生産要素の投入

(the inputs of goods, services and factors of production)

##### (2) 生産プロセスと技術 (the process and technology of production)

##### (3) アウトプットの特徴 (the characteristics of outputs)

##### (4) アウトプットの用途 (the use to which the outputs are put)